

2024年12月12日

お客さま 各位

「電子交付サービス」取扱規定の改訂のお知らせ

いつも当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では2024年12月26日に「電子交付サービス」取扱規定を改訂しますのでお知らせいたします。改定内容については、別添の新旧対照表をご確認願います。

今後とも秋田信用金庫をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

以 上

(本件に関するお問い合わせ先)
秋田信用金庫 業務部
フリーダイヤル 0120-345-112(平日9時~17時)

「電子交付サービス」取扱規定」新旧対照表

(網掛部分変更)

新	旧
<p>1. ～3. (略)</p> <p>4. (申込)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) お客様は、以下のいずれかの方法により申込み、当金庫がこれを承諾した場合に、本サービスを利用できるものとします。</p> <p>① あきしん投信インターネットサービスの所定の画面から利用申込みする方法</p> <p>② 当金庫所定の申込書に必要事項を記入・捺印のうえ提出する方法</p> <p>(3) (略)</p> <p>5. ～12. (略)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(2024年12月改訂)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>1. ～3. (同左)</p> <p>4. (申込)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) お客様は、当金庫所定の申込書に必要事項を記入・捺印のうえ提出する方法により申込み、当金庫がこれを承諾し、システム登録を行った後、本サービスを利用できるものとします。</p> <p>(追加)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>5. ～12. (同左)</p> <p>(同左)</p> <p style="text-align: right;">(2024年1月)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>